

【御意見及び御意見に対する考え方】

意見対象	御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>特定水銀使用製品の製造に関する措置 (概要一. 1.)</p>	<p>電子ディスプレイに使用する一部の特定冷陰極蛍光灯 (CCFL) 及び外部電極蛍光灯 (EEFL) について、規制開始以降に当該製品をスペアパーツとして継続使用するための適用除外がないが、EU 指令では、2012 年 7 月 1 日より前に型式認可された車両及びその交換部品については指令適用除外としており、水銀含有量の制限なく、自動車用スペアパーツとして当該製品の継続使用が認められている。</p> <p>技術上、既存の車両に取り付けられているランプについて、水銀を使用しない代替品で置き換えることは困難であり、施行令案の施行により、水銀を含んだランプを使用する電子ディスプレイのスペアパーツを顧客に供給できなくなる懸念がある。</p> <p>そのため、2017 年末以降もスペアパーツの提供を可能にするために日本の要件を EU の要件と調和させるよう要望する。</p>	<p>御指摘の冷陰極ランプ (CCFL) 及び外部電極ランプ (EEFL) に関しては、「特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について」等の制定等に対する意見募集において示されているとおり、今後制定予定の通達「特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について」において、水俣条約における規制の適用除外の要件を満たす場合 (例えば、水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合における電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ (CCFL) 及び外部電極蛍光ランプ (EEFL)) には、輸入承認申請を受けて輸入承認を行う旨が規定される予定です。</p> <p>当該規定に基づき、個別の状況について随時審査し、水俣条約における規制の適用除外の要件を満たすか否かを判断する予定です。</p> <p>【参考】 ○パブリックコメント：「特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について」等の制定等に対する意見募集について (9 月 8 日～10 月 7 日) <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595115069&Mode=1></p>
<p>新用途水銀使用製品の製造等に関する措置</p>	<p>水銀に関する水俣条約附属書 A においては、「(b) 研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品」は、附属書から除外されており、また、水俣条約対応技術的事項検討会の資料において、「試験研究用途、計測器の校正用途、</p>	<p>御指摘のとおり、概要二. 1. ③「別表の左欄 1 から 51 までに掲げるもの又は水銀等の製剤であって、校正、試験研究又は分析に用いられるもの」は既存の用途に利用する水銀使用製品に該当します。</p> <p>他方、御指摘の「水銀の含有量を測定するための装置を含む分析及</p>

<p>(概要二. 1.)</p>	<p>参照標準用途」は既存の用途として扱う旨記載されている。水銀の含有量を測定するための装置を含む分析及び計測機器は、有害物質の削減に必須の装置であるため、このような除外が認められているものと理解しているが、これらは概要二. 1. ③に該当するのか。また、概要二. 1. ③の「水銀等の製剤」には純水銀も含まれるのか。</p>	<p>び計測機器」は、その意図する製品が定かではありませんが、少なくとも、当該機器自体に水銀等が使用されていない場合には、水銀使用製品に該当せず、「既存の用途に利用する水銀使用製品」に該当することはありません。</p> <p>なお、水俣条約附属書 A の適用除外事項は、水銀汚染防止法第 8 条の「条約で認められた用途」として「特定水銀使用製品」に適用されるものであり、「新用途水銀使用製品」に適用されるものではありません。</p> <p>また、概要二. 1. ③の「水銀等の製剤」は、水銀等の効果的利用を図るために希釈・混合等一定の加工を施されているものを指すところ、御指摘の「純水銀」が、上述の加工を施されていない化学的純品である場合には、「水銀等の製剤」には該当しません。</p>
<p>新用途水銀使用製品の製造等に関する措置 (概要別表)</p>	<p>蛍光ランプや UV ランプで使用されている水銀金属間化合物は液体成分又は粘性物質を含まない粉体でできている。この水銀金属間化合物が別表第 28 号の「水銀ペースト」に含まれるか不明確であるため、既存の用途に利用する水銀使用製品であることを明確にされたい。</p>	<p>御指摘のとおり、「ペースト」は液体中に細かな固体粒子を大量に懸濁させたものと認識され、粉体を含むとは解し難いと考えられます。これについて精査したところ、ランプ類に封入される水銀の形態は固体（ペレット又は粉末）のみであることが判明したため、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令案別表中、第 28 号中「水銀ペースト」を「水銀粉末」に修正いたします。</p>
<p>水銀等を使用する製造工程に関する措置 (概要三.)</p>	<p>現在、日本においては規制対象となる物品の製造工程において水銀の使用はないため、施行令において、規制対象は水銀等を使用する場合の製造工程である旨明示されたい。</p>	<p>水銀汚染防止法第 19 条の規定において、既に、当該条に基づき政令で定める製造工程が、水銀等の使用に際してのみ規制されることが示唆されており、今般改めて施行令において、「水銀を使用する」という趣旨の文言を用いる場合、法規定文言と併せて当該趣旨が重複して規定されることとなるため、原案どおりとさせていただきます。</p>

		<p>【参考】</p> <p>○水銀汚染防止法</p> <p>第十九条 何人も、化学工業品その他の物品の製造工程であつて、水銀等の使用に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定める製造工程において、水銀等を使用してはならない。</p>
水銀等の貯蔵に関する措置 (概要四. 1.)	<p>水銀使用製品に含まれる水銀等について、貯蔵に係る規制の対象となるか否かが不明瞭であり、混乱が生じるおそれがある。一般消費者等が使用する製品に含まれる水銀等については、貯蔵に係る規制から除外されることを明示すべき。</p>	<p>水銀汚染防止法では、「水銀等」を「水銀及びその化合物をいう。」としているところであり、血圧計や体温計など水銀等が封入された製品を所持していることは、「水銀等の貯蔵」には当たらず、水銀等の貯蔵に係る規制の対象外となります（使用済みの製品が「水銀含有再生資源」に当たる場合は、水銀含有再生資源の管理に係る規制の対象となります（概要「五. 水銀含有再生資源の管理に関する措置」を参照ください。）。いただきました御意見は、今後の制度周知にあたって参考とさせていただきます。</p>
水銀等の貯蔵に関する措置 (概要四. 1.)	<p>貯蔵に係る規制を行う水銀等の具体例を示されたい。大学や研究機関において、実験装置の破損等により水銀等が非意図的に発生し、それらを回収して一時的に保管する場合があるが、この場合は規制対象となるのか。また、もし対象となる場合はどのように取扱われるのか。</p>	<p>水銀等の貯蔵が一時的なものである場合や貯蔵する水銀等が非意図的に発生したものである場合であっても、その水銀等は貯蔵に係る規制の対象となります。なお、貯蔵する水銀等が廃棄物に該当する場合は、水銀汚染防止法において貯蔵に係る規制の対象ではなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に従って適切に取り扱っていただく必要があります。</p> <p>御意見も踏まえつつ、今後の制度周知を行っていく予定です。</p>
水銀等の貯蔵に関する措置 (概要四. 3.)	<p>省令案に規定する「事業所」について、大学の一のキャンパスにおいて、法規制が必要な水銀等を取り扱う学部が複数存在している場合には、それぞれの学部を事業所の単位として考えることは可能か。同一キャンパスであっても、学部が異なる場</p>	<p>水銀汚染防止法において、「事業所」とは、水銀等の貯蔵に係る事業活動が行われている一単位の場所をいい、原則として、単一の運営主体のもとで、同一の又は隣接する敷地内において継続的に事業活動を行っているものを意味しています。（ただし、同一の又は隣接する敷地</p>

	<p>合、その使用目的は異なり、一の事業（事業所）と考えることが必ずしも適当ではないと考えられるため、例えば、学部を事業所の単位と解釈することは必ずしも否定されないか確認したい。</p>	<p>内になくても、道路や河川等を隔てて近接しており、かつ、水銀等の貯蔵が一体として行われている場合は、一事業所として取り扱って差し支えありません。）</p> <p>したがって、大学については、通常一のキャンパスを事業所の単位とすることが考えられ、そのため例えば各学部でそれぞれ貯蔵している水銀等の量が 30 kg未満であったとしても、一のキャンパス全体として貯蔵している水銀等の量が 30 kg以上である場合には、報告が必要となります。</p> <p>なお、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）等の環境関係の類似の報告制度においても同様の考え方としています。</p>
<p>その他</p>	<p>規制対象を決定するに当たっての考え方やカバー率、費用対効果、先進諸国の規制との相違点などを明らかにすべき。</p>	<p>水銀汚染防止法は、「水銀に関する水俣条約」の担保措置を講ずるものであるため、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令案等」の規制対象は、原則、「水銀に関する水俣条約」の規制対象に沿った範囲としています。</p> <p>その上で、製造規制の対象とする特定水銀使用製品については、「産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ・中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会合同会合」における検討において、条約で水銀含有量等の基準値が設定されているものについて当該基準値を条約よりも厳しいものとする、廃止期限を前倒しすること等について、個別の製品ごとに検討すべきであるとされたことを踏まえて、個別具体的な製品の対象は同合同会合の委員で構成される「水俣条約対応技術的事項検討会」において検討が行われました。この検討会では、関係業界に</p>

		<p>おける水銀削減や回収についての自主的取組、経済活動のグローバル化、各製品の水銀含有量や普及状況、安全性の観点等も踏まえた水銀代替・低減技術の動向、不適正に処分された場合の環境保全上の影響度合い、更なる水銀削減に関する効果・効率性、消費者の負担等に配慮し、また、国際競争のイコールフティングの重要性、諸外国の規制制度の動向等に留意して、規制対象とする個別具体的な製品について検討が行われました。こうした専門家等による検討結果を受け、今回、施行令案において規制対象とする製品を列挙しています。</p> <p>また、水銀等の使用を禁止する製造工程（施行令案第2条）については、国内では、条約で規制対象とされている製造工程において水銀等の使用の実態はなく、今回、施行令案においてこれら全ての製造工程を規制対象としています。</p> <p>また、他の多くの先進諸国においても、「水銀に関する水俣条約」の担保のための国内制度の整備が進められている過程にあります。</p>
<p>その他</p>	<p>特定水銀使用製品の製造が許可される用途が不明確なため、ガイドラインを作成する等、明確にしていきたい。また、代替製品が開発され、流通するようになった際には、製品の水銀含有量基準や製造が認められる用途の見直しを行い、代替製品への転換を促進していきたい。</p>	<p>特定水銀使用製品の製造が許可される「条約で認められた用途」については、「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策に関する技術的事項について（第二次報告書）」（平成27年8月4日、産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築WG中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会合同会合）において示されている考え方を踏まえ、具体的な該当性の考え方を通達又は公表資料等で提示する予定です。</p> <p>また、この適用除外への該当性の考え方や特定水銀使用製品の範囲については、水俣条約においては発効から5年以内に製造等の規制対象について再検討を行うこととされていること（条約第4条8）、水銀</p>

		<p>汚染防止法においても施行5年経過後に法律の施行状況について検討を加えることとされていること（法附則第8条）も踏まえ、第二次報告書において示されているとおり、適切な時期に、その時点における事業者の取組状況や技術動向等をレビューし、見直しを行う予定です。</p>
その他	<p>使用する部品が水銀使用製品である場合があるが、これらが水銀使用製品に該当するかどうかについて、使用者側で判断・識別できるものを表記する義務等があればよいのではないかと。</p>	<p>水銀汚染防止法において、水銀使用製品の製造事業者・輸入事業者は、水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示その他の水銀使用製品の適切な分別排出に資する情報を提供するように努めることとされています。この情報提供が適切に行われ、使用者側で製品に水銀が使用されているかどうか識別することが可能になるよう、具体的な情報提供の方法について、「水俣条約対応技術的事項検討会」において現在検討が行われています。</p>
その他	<p>表示等の情報提供は、製品設計に影響し、導入には時間が必要であるため、詳細な基準を早急に示されたい。また、表示等の情報提供の対象は、水銀含有量の多い製品とされたい。</p>	<p>表示等の情報提供の方法、対象製品等については、現在、「水俣条約対応技術的事項検討会」において検討が行われているところ、いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
その他	<p>水銀使用製品の品番や写真等を掲載した一覧や、製造が許可された特定水銀使用製品の品番等を記載した一覧を作成し、製品の明確化や国民への分かりやすい広報に努めるべき。また、これらの積極的な広報により、水銀使用製品から代替製品への転換、水銀使用製品の適正廃棄を推進されたい。</p>	<p>いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。なお、水銀使用製品の適正廃棄の観点では、「水俣条約対応技術的事項検討会」において、主な水銀使用製品（特定水銀使用製品を含む。）のリストを作成予定です。廃棄時の適切な分別の観点から、同検討会では、水銀使用製品の製造事業者等による表示その他の情報提供の方法についても検討を行っています。</p> <p>また、水銀使用製品に関する情報提供は、製品を購入する際に水銀含有量の少ない製品を選択することを可能にすることにより、御指摘の水銀使用製品から代替製品への転換にも役立つものと考えます。</p>
その他	<p>製品における水銀使用の代替・低減技術の開発が進展してき</p>	<p>特定水銀使用製品の対象範囲等については、水俣条約においては発</p>

	<p>ていることから、技術開発の動向を踏まえた規制を行うべきであり、新たな技術の開発等に応じて制令等の改正を行い、早期に水銀を使用しない製品への移行を進めるべき。</p>	<p>効から 5 年以内に製造等の規制対象について再検討を行うこととされていること（条約第 4 条 8）、水銀汚染防止法においても施行 5 年経過後に法律の施行状況について検討を加えることとされていること（法附則第 8 条）も踏まえ、「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策に関する技術的事項について」（平成 27 年 8 月 4 日、産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築WG中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会合同会合）において示されているとおり、適切な時期に、その時点における事業者の取組状況や技術動向等をレビューし、見直しを行う予定です。</p>
<p>その他</p>	<p>本パブコメに対する意見及び提出者名、それぞれに対する政府の見解について、すべて公表すべき。</p>	<p>行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 43 条においては、パブリックコメントの結果について、命令等の題名、命令等の案の公示の日、提出意見、提出意見を考慮した結果及びその理由を公表すること、また、提出意見については、整理・要約したものとすることができることとされており、本パブリックコメントは行政手続法に基づき実施されているもので、いただいた御意見の取扱いも同法に基づき行っています。御意見の提出者名等の個人情報につきましては、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のため提出意見に付記いただいたものであり、公表はいたしかねます。</p>

※ 「水銀汚染防止法」は「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号）」、「概要」は意見募集の対象とした「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令案等の概要について」を指しています。

※ 水銀汚染防止法において使用する用語の例に従って記載しています。